

申請手続きの流れ

事前相談



建築着工→完了

建物所有権登記完了

交付申請

※建物の所有権を有する方が申請者となります。

交付決定

奨励金請求

奨励金受取り



【お問合せ先】

都市政策部まちづくり推進課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005-1

☎0791-64-3167 (直通) fax0791-63-2594

E-mail : machizukuri@city.tatsuno.lg.jp



転入者と若者のマイホーム取得をたつの市は応援します！

とことん応援！ たつの暮らし

建てよう、
暮らそう、
育てよう



歴史と文化と自然に育まれたまち
「たつの」に定住しませんか？

たつの市



転入 & 住宅取得で、50万円

転入者住宅取得奨励金

市外に居住されていた方が、たつの市内に定住を目的として住宅を取得された場合に奨励金を交付します。

- 対象者……転入日から過去1年以上継続して市外に居住していた方
- 奨励金額……50万円（1年目30万円、2・3年目各10万円）
- 申請時期……転入日 及び 建物所有権登記完了日からいずれも1年以内

若者 & 住宅取得で、30万円

若者住宅取得奨励金

市内に居住されている方が、市内に定住を目的として住宅を取得された場合に奨励金を交付します。

- 対象者……市内在住の40歳以下の者で、次のいずれかに該当するもの
 - ・生計を一にする夫婦（夫婦のどちらかが40歳以下であれば可）
 - ・子どもと同居し、養育している者
- 奨励金額……30万円
- 申請時期……建物所有権登記完了日から1年以内

実施期間

令和7年（2025年）3月31日までの住宅取得に限りです。

対象条件

- 3年以上居住する意思がある方
- 当該建物の所有権割合が夫婦合算で50%以上の方
- 税金の滞納がない方（同居する世帯員含む）
- 一度もこの奨励金を利用したことがない方
- 当該建物の所有権を有する方

対象住宅

- 延床面積が50㎡以上の居住用のための個人の住宅。
※店舗等の併用住宅については居住用部分が50㎡以上とする。
- 中古住宅の購入も含む。
- 二親等以内の者からの当該住宅の購入は対象外とする。
- 生活の本拠地となること。（別荘等は対象外とする。）

その他

- ・奨励金（転入者・若者）の併用はできません。
- ・夫と妻で1/2ずつの共有名義等、所有権を複数の方が有する場合であっても、いずれかの方のみの申請とします。
- ・奨励金は、一時所得、雑所得になりますので、所得税の確定申告が必要になる場合があります。詳しくは税務署へお問合せください。

申請に必要なもの

- 世帯全員の住民票の写し
- 建物の登記簿謄本
- 工事請負・売買契約書の写し
- 住宅付近見取り図
- 住宅の現況写真（外観1枚）
- 通帳（申請者名義のもの）
- 市区町村税の納税証明書（完納証明書）※

※証明書の発行は、発行年の1月1日現在に住所があった市区町村で発行されます。転入者1年目の申請をする方は**前住所地の市区町村**で取得してください。

なお、**課税（所得）証明書ではありません。**

○その他、状況に応じて必要な書類をお願いする場合がありますので、必ず事前に、まちづくり推進課（☎：0791-64-3167）までお問合わせください。

「フラット35」を利用される場合、
当初5年間、年0.25%又は0.50%金利を引き下げます

対象者

「本市転入者定住促進住宅取得奨励金」又は「本市若者定住促進住宅取得奨励金」の交付対象要件に該当する世帯

- ・転入者定住促進住宅取得奨励金
…当初5年間、年0.25%金利引下げ
- ・若者定住促進住宅取得奨励金
…当初5年間、年0.50%金利引下げ

※金利引き下げの適用を受けるためには、あらかじめ市に申請いただき、適用要件に該当する旨の証明書の発行を受けていただく必要があります。

提出書類

- フラット35地域重畳型利用申請書
※詳しくは市ホームページでご確認ください。
詳細につきましては、まちづくり推進課
（☎：0791-64-3167）までお問合わせください。